

令和3年第1回平取町議会臨時会（開 会 午前9時30分）

議長 皆さんおはようございます。多少時間が早いんですけど全員揃いましたので始めたいと思います。今年最初の議会を開催するに当たりまして一言私のほうから挨拶を申し上げたいと思います。

（議長あいさつ）

続きまして町長のほうから挨拶をお願いいたします。

町長 （町長あいさつ）

議長 それでは、ただいまより令和3年第1回平取町議会臨時会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって5番木村議員と6番櫻井議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番 櫻井議員 本日招集されました令和3年第1回平取町議会臨時会の議会運営につきましては本日、開催をいたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては本日1日間とすることで意見の一致を見ておりますので議長よりお諮り願いたいと思います。

議長 お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり会期は本日1日間とすることに異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より令和2年10月分、11月分の出納検査の結果報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたのでご了承願います。以上で諸般の報告を終了いたします。

日程第4、議案第1号平取町環境保全普及センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長 それでは議案第1号平取町環境保全普及センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。平取町環境保全普及センター設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。改正する理由につきましては、平成14年に環境省の事業により当該施設を整備し、事業目的であります当該施設を活用し広く町内外に地球温

暖化防止対策技術の導入、普及の促進を図ることと当該施設の管理運営方法等について同年9月に条例を制定し、施設の管理運営を沙流川森林組合に委託しているものとしております。施設設置から既に18年が経過し社会的にも地球温暖化防止対策技術が日々進化しており、当該施設に導入されている技術よりもすぐれた技術を備えた施設が道内各地域において広く普及されており、平取町環境保全普及センターの役割は条例に掲げております目的を十分に達成していると考えています。またこの度、当該施設の管理運営を委託している沙流川森林組合から町に要望があり、国が推進する働き方改革に伴い森林組合では職員の雇用管理及び職場環境の改善を図りたく、本年4月から組合職員の完全週休2日制の導入の申入れがありました。町としましては当該施設の近年の利用状況及び目的の達成並びに森林組合職員の職場環境と勤務体制の改善を図れることを考慮して、現行の設置条例では土曜日が開館日として取り扱っており支障を来すことから、施設の開館日、休館日を見直すため条例の一部を改正しようとするものであります。それでは改正内容を説明いたしますので3ページの新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案であります。今回、下線の箇所を改正するものであります。第3条のセンターの開館時間及び休館日について、表開館時間の項中、「イ 土曜日 午前9時00分から正午まで」を削り、同表休館日の項中、「ア 」の次に「土曜日及び」を加えるものでございます。平取町環境保全普及センター設置条例の一部を改正する条例の附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものとしております。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第1号平取町環境保全普及センター設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第2号日高西部消防組合同規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第2号日高西部消防組合同規約の一部の変更についてご説明申し上げますので議案書4ページをお開き願います。今回の提案理由については日高西部消防組合の構成団体である日高町が、令和2年9月定例会において「日高町副町長の定数を定める条例」を改正し、副町長の定数を2名から1名体制に

変更したことに伴い日高西部消防組規約の一部を変更する必要が生じたことから、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。それでは変更内容につきましてご説明申し上げますので6ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側が現行の条文、左側が改正案となり、下線の箇所を改正するものでございます。現行条文の同組規約第8条第3項中から「のうちから管理者が指定するもの」を削除するものであります。なお附則と致しまして、この規約は北海道知事の許可があった日から施行するものであります。以上、議案第2号日高西部消防組規約の一部の変更に関しご説明申し上げましたので、ご審議の程宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第5、議案第2号日高西部消防組規約の一部変更については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第3号令和2年度平取町一般会計補正予算第13号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第3号令和2年度平取町一般会計補正予算(第13号)につきましてご説明致しますので7ページをお開き下さい。令和2年度平取町一般会計補正予算(第13号)は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ7182万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億1307万6千円にしようとするものです。第2項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしております。それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明致しますので11ページをお開き下さい。今回の補正については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や国が新たに創設した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金などの財源を活用し、必要な予算を補正するものです。4款1項2目予防費682万8千円の増額です。今般の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱として、国の指示のもと都道府県の協力により市町村において実施するものであり、全国的に実施する施策であることから国が主導的役割を担うものであります。また今回の接種は、平時に比べ大規模な接種体制や流通体制

などを速やかに整備する必要があることから、市町村においては新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することが出来るよう必要な執行体制を事前に準備し、令和2年度で65歳以上の高齢者を、また令和3年度では64歳未満の方を対象に接種する予定であるため、今回その所要額を予算措置するものであります。このことから2節給料から4節共済費はワクチン接種業務に係るデータ入力などの人件費と10節需用費及び11節役務費については接種対象者に個別通知するクーポン券の郵送などの費用であります。また12節委託料の新型コロナウイルスワクチン接種等業務委託料は、接種実施医療機関などに支払う全国統一単価の接種委託費207万円とクーポン券や予診票などの印刷委託費70万円であり、また健康管理システム改修委託料についてはワクチン接種の対象者抽出や接種履歴の管理などのシステム改修費34万4千円と健康管理システムの端末追加による費用として33万9千円をそれぞれ補正するものであります。次に17節備品購入費についてはワクチン保管に必要な超低温冷凍庫のディープフリーザー1台120万円と健康管理システムに必要なパソコン一式32万円をそれぞれ補正するものであります。なお財源につきましては、全額コロナワクチン補助金を充当するものであります。続きまして12節委託料のインフルエンザ予防接種委託料については9月定例会において増額補正などをし、既存事業を拡充しましたが、65歳以上の高齢者の接種費用を無料にするなど事業内容を一部修正したことから、その必要な予算を増額するものであり、また18節負担金補助及び交付金についても9月定例会においてインフルエンザ予防接種費用助成金として、指定医療機関以外での予防接種者に対する助成金として償還払い分を予算措置しておりましたが、当該医療機関における接種者が見込より少なかったことから、その不用額を減額するものであります。なお財源につきましては全額コロナ交付金を充当するものであります。12ページをお開き下さい。6款1項2目商工振興費6500万円の増額です。10節需用費から12節委託料は新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が低迷していることから平取町地域応援券事業を実施し、全町民に一人1万円のクーポン券を支給して町内消費の活性化を図るものであります。また18節負担金補助及び交付金については、中小企業事業継続支援事業の第2段として産業緊急支援給付金事業を実施するものであり、令和2年8月から12月までのいずれか1ヵ月の売上高が前年同月比で2割以上減少した事業者に対して20万円を支給するものであります。なお財源につきましては、いずれもコロナ交付金を充当するものです。歳出は以上でございます。次に歳入につきましてご説明致しますので10ページをお開き下さい。上段、15款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6600万円の増額です。これは先程、歳出でご説明致しましたインフルエンザ予防接種事業、平取町地域応援券事業及び産業緊急支援給付金事業などの財源について、事業費

の10分の10が交付されるコロナ交付金見込んだものであります。続いて下段、15款2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金582万8千円の増額です。これも歳出でご説明したとおり新型コロナウイルスワクチン接種事業でありまして、その財源を事業費の10分の10が交付されるコロナワクチン補助金を見込んだものであります。歳入歳出予算事項別明細書につきましては以上です。以上、議案第3号令和2年度平取町一般会計補正予算(第13号)についてご説明申し上げましたのでご審議の程、宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第3号令和2年度平取町一般会計補正予算第13号は原案のとおり可決しました。本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案3件で原案可決3件となっております。以上で全日程を終了しましたので令和3年第1回平取町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前9時53分)